

議案第17号

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、学校施設開放事業の対象施設及び開放日時の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校施設開放に関する条例（平成23年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条にただし書を加える。

ただし、協働事業（大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第6号イに規定する町の執行機関との協働により実施する事業をいう。）を実施する場合は、この限りではない。

別表第1中

大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ランチルーム	1室	1時間 520円
-------	--	----	-------------

を

大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ランチルーム	1室	1時間 520円
	プール棟	1時間1	100円

に改める。

別表第2中

開放日
土曜日、日曜日

を

開放日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学校の休業日

に

改め、「土曜日、日曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なる場合又は」及び「の日と重なる場合」を削り、「土曜日、日曜日に」を「開放日に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧				
<p>(開放日時)</p> <p>第6条 学校施設の開放日時は、別表第2に定めるとおりとする。<u>ただし、協働事業（大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第6号イに規定する町の執行機関との協働により実施する事業をいう。）を実施する場合は、この限りではない。</u></p>				<p>(開放日時)</p> <p>第6条 学校施設の開放日時は、別表第2に定めるとおりとする。</p>				
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>学校施設及び使用料</p>				<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>学校施設及び使用料</p>				
学校名	特別教室等	使用料		学校名	特別教室等	使用料		
大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ラウンジルーム	1室	1時間520円	大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ラウンジルーム	1室	1時間520円	
	プール棟	1時間1,100円						
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>学校施設の開放日時</p>				<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>学校施設の開放日時</p>				
開放日		開放時間		開放日		開放時間		
土曜日、日曜日、 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学校の休業日</u>		午前9時～正午 午後1時～午後4時		土曜日、日曜日		午前9時～正午 午後1時～午後4時		
<p>※1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までを除く。</p> <p>※<u>開放日</u>に学校が学校施設を使用する場合を除く。</p>				<p>※<u>土曜日、日曜日</u>が、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なる場合又は1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日と重なる場合</u>を除く。</p> <p>※<u>土曜日、日曜日</u>に学校が学校施設を使用する場合を除く。</p>				

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨及び概要

#### (1) 協働事業における開放日時の見直し（第6条、別表第2関係）

新生大口中学校の開校時、当面の措置として、土曜日及び日曜日の一定時間、地域開放棟について利用可能としましたが、現在、大口中学校、大口中学校PTA及び大口町まちづくり実行委員会が協働して、コロナ感染症拡大防止による学校休業を補完する、生徒の学びの場を設ける事業を試行的に実施しています。

今後も、その事業を継続することは、学校設立当初の理念を具現化することとなるため、夏休み等、現状の条例で定める曜日や時間外においても、協働事業を実施する場合には施設の利用が可能となるよう改正します。

なお、開放日時を規定している別表第2の改正ではなく、第6条の改正により対応することとしたのは、当面は、中央公民館等の利用状況から一般開放の必要性は無いと判断したためです。

#### (2) 開放事業の対象設備の見直し（別表第1関係）

大口中学校においては、平成30年度末をもって水泳部が廃部となり、水泳を希望する生徒は近隣のスポーツクラブ等に所属して活動を行っています。

令和2年度、大口中学校経営の見直しの中に、部活動の在り方についての検討が含まれています。水泳については、令和3年度当初から、ウィルおおぐちスポーツクラブとの協働による、部活動の再開を目指していることから、生徒の利便性や施設の有効活用を考慮して、利用可能な施設にプール棟（プール及び更衣室）を加えることとします。

なお、使用料金の設定は、当該団体が部活動と合わせて自主事業を開催することで協働事業費抑制の可能性のあることから、その検討に際し、必要であると判断したためです。

また、本町には、スポーツ基本法に基づく、大口町立学校体育施設スポーツ

開放に関する条例を制定して運用していますが、現段階ではあくまでも、中学生の部活動推進のための施設開放であることから一般開放は想定していないため、学校施設開放の条例に位置付けることとしました。

なお、別表第1の改正により、一般利用としてプール棟の開放申し込みがあった場合は、第5条第2号の「管理又は運営上支障があるとき。」を適用して、許可しない方針です。

## 2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。